概要版

金沢市人権教育・啓発行動計画
2023

金沢市

基本的な考え方

経　緯

●金沢市では、平成 25(2013)年４月に策定した「金沢市人権教育・啓発行動計画」に基づき、すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、多様な人々がお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現を目指し、市民の人権意識を高め、人権問題を正しく理解・認識するとともに、市民が自らの課題として取り組むための人権教育・人権啓発を推進してきました。

●しかし、障害のある人をめぐる問題や部落差別問題に加え、女性・子どもをめぐる問題、インターネットによる人権侵害などの誰もが関わる可能性のある問題、さらに、近年問題となっているヘイトスピーチを含む外国人や性的マイノリティの人権問題、新型コロナウイルス感染症をめぐる問題など、依然として、いまだに多くの人権に関する問題が存在しています。このような状況から、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現することが一層重要になっています。

目　標

●金沢市が、安心して、誇りをもって暮らせるまちとなるには、市民一人ひとりが自らの権利を知り、それと同時に、一人ひとりの多様性を認め合い、他人の権利も等しく尊重すること、すなわち人権の尊重と共生が達成されることが重要です。そこで、この計画の目標を次のとおりとします。

市民一人ひとりが多様性を認め合い、
互いの人権を尊重し合う社会の実現

指　標

●上記の目標を達成するため、下記の成果指標の達成を目指します。

人権に関心がある人の割合（市民意識調査）　：　80%

【現状】：75.8%（関心がある［27.9%］＋少し関心がある［47.9%］）
※令和３(2021)年「人権問題に関する市民意識調査」

期　間

●令和５(2023)年度から令和 14(2032)年度までの 10 年間とします。

●ただし、人権を取り巻く国内外の動向や社会状況の変化に対応するため、この計画の進捗状況と効果について定期的に検証・評価を行い、その結果などに基づき、必要に応じて、施策や取り組みの充実、計画の見直し等を図ることとします。

基本的視点

●この計画の策定及び推進にあたって具体的施策を立案する際の重要な視点として、次の３つの基本的視点を示しています。

❶ 共生の心の育成

市民一人ひとりが、社会の一員として、それぞれの個性や違いを尊重し、さまざまな文化、多様性を認め合い、また支え合いながら共に生きる社会を構築していくため、共生の心の育成を推進していきます。

❷ 生涯を通した人権教育・啓発

市民が生活のあらゆる場面において、人間尊重の心を育み、人権問題について学習できるよう、人権教育・啓発は生涯を通じた課題としてとらえ、市民の学習活動を効果的に推進していきます。

❸ 市民との協働

地域の組織への働きかけ、ＮＰＯ法人をはじめとする市民の自主的団体の活動やネットワークづくりへの支援など、行政と各種団体が連携・協働することを通して、人権教育・啓発を推進していきます。

推進のために

●この計画の総合的・効果的な推進のため、「金沢市人権同和対策連絡会議」において庁内連携を深め、全庁的な取り組みを一層進めます。

●国、県等と協力し、人権救済を取り扱う法務局や人権擁護委員など人権擁護に関する制度・機関のより一層の周知を図っていきます。

●人権教育・啓発と関わりのある市民団体等とパートナーシップを築き、交流を深めるなど幅広い相互の連携に努めるとともに、地域の団体や企業等に対して人権教育・啓発に関する講師や教材などの適切な情報を提供し、取り組みの充実を促します。

●市民に対しては、市の広報や啓発冊子など、あらゆる機会をとらえて人権啓発・情報提供を行います。また、マスメディアやソーシャルメディアによる情報発信の強化・充実を図ります。さらに、市民意識を把握し、その結果や人権問題の現状や取り組みの成果を市のホームページ等を通じて共有することにより、市民協働による効果的な推進を図ります。

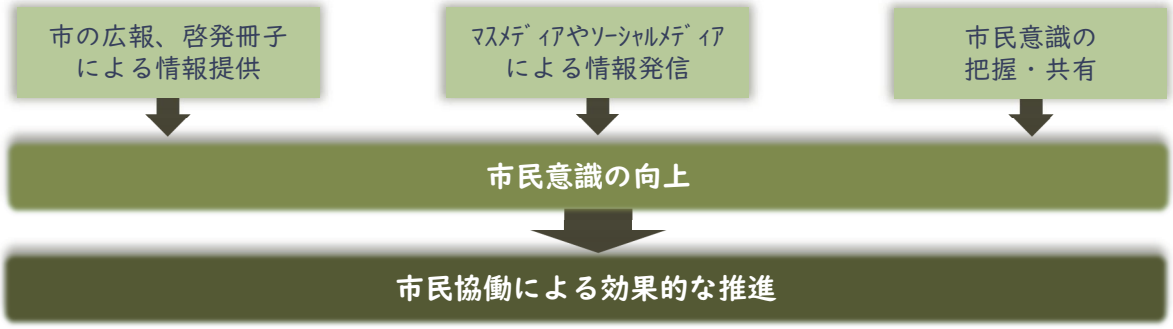

分野別課題ごとの施策の方向性

女性の人権

- ◆ あらゆる分野における女性の参画の拡大
- ◆ 安全・安心な暮らしの実現
- ◆ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

子どもの人権

- ◆ 児童虐待・いじめ・体罰等の防止と適切な対応
- ◆ 人権を大切にする心を育てる教育・啓発
- ◆ 地域協力による子どもの健全育成

高齢者の人権

- ◆ 高齢社会の理解と高齢者を大切にする心を育む教育・啓発
- ◆ 高齢者の社会参加の促進
- ◆ 介護サービス等の基盤整備と質の確保
- ◆ 高齢者の権利擁護
- ◆ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

障害のある人の人権

- ◆ 障害のある人への差別解消と合理的配慮の促進
- ◆ 障害と障害のある人についての理解を深める教育・啓発
- ◆ 障害のある人の社会参加の促進
- ◆ 障害のある人の権利擁護
- ◆ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

部落差別

- ◆ 差別意識解消に向けた人権教育・啓発の充実
- ◆ 公正な採用選考システム確立への支援
- ◆ えせ同和行為の排除
- ◆ 相談体制等の充実

外国人の人権

- ◆ 国際理解教育・啓発の推進
- ◆ 国際化への環境整備
- ◆ 多様な国際交流の促進
- ◆ 相談体制等の充実

感染症患者等の人権

- ◆ 感染症患者等の人権に関する教育・啓発
- ◆ 相談体制等の充実

犯罪被害者等の人権

- ◆ 犯罪被害者等の人権に関する教育・啓発
- ◆ 関係団体等との連携及び支援制度の充実
- ◆ 相談体制の充実

刑を終えて出所した人等の人権

- ◆ 刑を終えて出所した人等の人権に関する教育・啓発
- ◆ 「社会を明るくする運動」との協働の推進
- ◆ 相談等支援体制の充実

インターネットによる人権侵害

- ◆ インターネット利用者の人権に関する教育・啓発
- ◆ インターネットによる被害の防止とプライバシーの保護
- ◆ 相談体制等の充実

性的マイノリティの人権

- ◆ 性的マイノリティの人権に関する教育・啓発
- ◆ 相談体制等の充実

その他の人権問題

①北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権／②アイヌの人々の人権／③ホームレスの人々の人権／④人身取引（トラフィッキング）による人権問題／⑤災害等に起因する人権問題

あらゆる場における人権教育・啓発の推進

就学前における人権教育

- ◆ 集団生活の場を通した人権教育
- ◆ 交流・体験活動を通した人権教育
- ◆ 保育所職員等の資質の向上

学校における人権教育

- ◆ 心の教育の推進
- ◆ 人権尊重の精神に立つ学校づくりの推進
- ◆ 人権教育の充実をめざした教育課程編成の推進
- ◆ 人権尊重の理念に立った生徒指導の推進
- ◆ 人権尊重の視点に立った学級経営等の推進

家庭・地域における人権教育・啓発

- ◆ 学習機会の提供
- ◆ 学習環境の整備
- ◆ 地域指導者の育成
- ◆ 家庭・学校・地域の連携

企業等における人権啓発

- ◆ 公正な採用、雇用における平等の確保
- ◆ 企業等における人権啓発への支援

特定の職業従事者に対する人権教育・啓発

❶ 教職員

- ◆ 初任者研修、担当者研修など、系統的な人権課題についての研修の実施
- ◆ 一人ひとりの児童生徒に応じた指導の充実と指導力向上のための研修の実施
- ◆ いじめ・不登校等の実態を踏まえた効果的な研修内容の検討と生徒指導との関連強化

❷ 社会教育関係者

- ◆ 地区公民館等の社会教育施設に従事している職員をはじめとする社会教育関係団体の指導者に対する人権教育の研修の充実

❸ 保健・医療関係者

- ◆ 個人の人格の尊重やプライバシーの保護などの人権に対する意識を深めるための研修の実施
- ◆ 保健・医療関係の諸団体への人権研修の実施など人権啓発の働きかけ

❹ 福祉関係者

- ◆ 各職場での研修やさまざまな講演会など、あらゆる場を通じた人権啓発の実施についての関係団体・関係者等への働きかけ
- ◆ 民生委員児童委員の新任研修における人権研修の実施

❺ 消防職員

- ◆ 人権についての認識を深める各種研修の継続的な実施による資質の向上

❻ 市職員

- ◆ 職務年数別、役職別などの階層別の人権研修の実施
- ◆ 全階層を対象とした人権問題に関する講演会の開催や関係団体が主催する人権に関する講演会への参加促進
- ◆ 人権に関わる法律の制定や見直し、新たな人権課題に関する研修や講演会の充実

❼ マスメディア関係者

- ◆ 人権の擁護・啓発の推進のための情報提供
- ◆ マスメディアを通じた人権意識の普及への協力の要請

人材の育成

- ◆ 地域の活動団体等との交流・連携による人材の発掘
- ◆ 人権尊重の意識を養う研修会等の開催による学校、職場、地域などで活動する人材の育成
- ◆ それぞれの人権分野における専門の指導者などの交流・連携の促進

教材・学習プログラム等の開発

- ◆ 活用しやすい教材（啓発資料、リーフレット、DVD、図書等）の収集、開発及び情報提供
- ◆ 学校教育や社会教育、家庭教育の場、企業・団体等で行う学習、研修のためのプログラムの開発及び内容の充実
- ◆ 人権教育・啓発に関する教材や学習プログラムの開発等に関する知識と技術を持つ関係団体等との連携

ひとりで悩まずにご相談ください

人権問題の相談窓口

・差別や虐待、ハラスメント、インターネットによる誹謗中傷など、さまざまな人権問題について、人権擁護委員等が相談をお受けしています。
・相談は無料で、秘密は厳守します。電話やインターネット、面談等により相談できますので、相談しやすい方法をお選びください。

電話相談

みんなの人権１１０番	女性の人権ホットライン	子どもの人権１１０番
0570－003－110	0570－070－810	0120－007－110
さまざまな人権問題について	セクハラ、家庭内暴力等女性の人権について	いじめ、虐待等子どもの人権について

受付：月曜日～金曜日（祝日を除く）　午前８時30分～午後５時15分
※最寄りの法務局（金沢地方法務局：076－292－7808）につながります。

インターネット相談

インターネット人権相談
https://www.jinken.go.jp/

SNS（LINE）による人権相談
アカウント名：「SNS人権相談」
検索ＩＤ：@snsjinkensoudan

さまざまな人権問題について
受付：24時間

※後日、最寄りの法務局からメールや電話などにより回答があります。

窓口相談

市役所	毎月第１金曜日（祝日の場合は第２金曜日）	午後１時～３時
	ＬＧＢＴ相談 毎月第４木曜日（祝日の場合は第３木曜日）	①午後２時～ ②午後３時～
公民館	毎月３回（日程と場所は新聞・広報掲載）	午後１時～４時

問い合わせ先：金沢市ダイバーシティ人権政策課　076-220-2095

金沢市人権教育・啓発行動計画2023
概要版
令和５(2023)年３月
発行／金沢市 市民局 ダイバーシティ人権政策課
〒920-8577　金沢市広坂１丁目１番１号
TEL　076-220-2095　FAX　076-260-1178
E-mail: jinken@city.kanazawa.lg.jp